

安芸ヶ丘団地建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内における建築物の位置、構造、用途、形態又は建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、安芸ヶ丘団地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定区域)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間および協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(協定区域)

第5条 協定の区域は、広島市安芸区中野東一丁目1771番2から97まで及び、1771番112から114までの区域とする。ただし48から50まで及び83は除外する。

(建築物の制限)

第6条 前条に定める区域内の建築物の位置、構造、用途、形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 1戸建専用住宅に限る。ただし店舗及医院併用住宅は可とする。
- (2) 階数は地階を除き2以下（小屋裏利用の3階を除く）とし、且つ高さは10m以下とすること。
- (3) 外壁から隣地境界線までの距離は75cm以上とすること。
- (4) 塀の高さは1.5m以下とすること。
- (5) 擁壁へのはね出し床版は不可とすること。

(有効期間)

第7条 協定の有効期間は市長の認可のあった日から20ヶ年とすることとし、協定者の過半数以上の反対がないときは自動継続とする。ただし、違反者の措置に対しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者があった場合、第11条に定める委員長は委員会

の決定に基づき当該所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置を請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、当該所有者等はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の出訴手続き等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

(委員会)

第10条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4. 委員は再任されることができる。

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
会計	1名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。

委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長事故あるときこれを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

付則

1. この協定は、市長の認可のあった日から効力を発する。

2. この協定書は、三部作成し、二部を市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

昭和61年1月24日

